

各 位

会 社 名 株式会社みずほフィナンシャルグループ
代 表 者 名 取締役社長 塚本 隆史
本 店 所 在 地 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
コ ー ド 番 号 8411 (東証第一部、大証第一部)

新株式発行および株式売出し
ならびに新株式発行に係る発行登録の取下げについて

当社は、平成22年6月25日開催の取締役会において、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げを行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

自己資本をめぐるグローバルな規制見直しが進められる中、金融機関の自己資本充実の重要性は一層高まっております。今回の新株式発行は、資本規制の見直しを踏まえつつ、当社グループの今後の持続的成長の礎としての資本基盤を構築し、成長性の高い事業領域の拡大・顧客ビジネスのさらなる展開に向けた資本の柔軟性を確保することを目的としています。

記

1. 募集による新株式発行（一般募集）

- (1) 募 集 株 式 の 下記①および②の合計による当社普通株式5,609,000,000株
種 類 お よ び 数 ① 下記(4)①および②記載の各募集における国内当初買取引受会社および海外当初買取引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式5,218,000,000株
② 下記(4)②記載の海外当初買取引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式391,000,000株
- (2) 払 込 金 額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定
の 決 定 方 法 される方式により、平成22年7月13日（火）から平成22年7月15日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金および 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資
資 本 準 備 金 の 額 本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 ① 国内一般募集
国内における募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集と

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

する。野村證券株式会社（以下「国内当初買取引受会社」という。）が国内一般募集に係る新株式の全株式について買取引受けし、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社および大和証券キャピタル・マーケット株式会社を共同主幹事会社とする引受人（以下「国内引受会社」という。）が当該株式の国内一般募集の取扱いを行い、残株が生じた場合には国内引受会社が国内当初買取引受会社よりこれを連帯して引受ける。また、共同ブックランナーはみずほ証券株式会社および野村證券株式会社が務める。

② 海外募集

海外市場（ただし、米国においては適格機関投資家に対する販売、カナダにおいてはカナダ証券法の制限に従った私募での販売による。）における募集（以下「海外募集」という。）のため、J.P. Morgan Securities Ltd.（以下「海外当初買取引受会社」という。）が海外募集に係る新株式の全株式について買取引受けし、Mizuho International plc、J.P. Morgan Securities Ltd.、Merrill Lynch International および Goldman Sachs International を共同主幹事会社とする引受人（以下「海外引受会社」という。）が当該株式の海外募集の取扱いを行い、残株が生じた場合には海外引受会社が海外当初買取引受会社よりこれを個別に引受ける。また、海外当初買取引受会社に対して上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。ただし、海外当初買取引受会社はジョイント・グローバル・コーディネーターの指示に従って当該当社普通株式を買取る権利の行使を行うものとする。

③ 上記①および②記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集 2,609,000,000 株および海外募集 3,000,000,000 株（上記(1)①記載の買取引受けの対象株式 2,609,000,000 株および上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式 391,000,000 株）を目処とするが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

④ 上記①および②記載の各募集ならびに後記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）」記載の売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社、JPモルガン証券株式会社およびメリルリンチ日本証券株式会社とする。

⑤ 上記①および②記載の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

する。

- ⑥ 上記①および②記載の各募集における当初買取引受会社および引受人に対して当社は引受手数料は支払わないが、国内一般募集における発行価格（募集価格）と国内当初買取引受会社より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額は国内当初買取引受会社の手取金となり、当該手取金は国内引受会社の引受手数料として各国内引受会社に分配され、海外募集における発行価格（募集価格）と海外当初買取引受会社より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額は海外当初買取引受会社の手取金となり、当該手取金は海外引受会社の引受手数料として各海外引受会社に分配されるものとする。

- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
(国 内) 。
- (6) 払 込 期 日 平成 22 年 7 月 21 日（水）から平成 22 年 7 月 23 日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 資 金 使 途 後記「3. 第三者割当による新株式発行」記載の第三者割当による新株式発行の差引手取概算額と合わせ、全額を平成 23 年 3 月末までに当社連結子会社への出資に充当する予定である。
- (9) 払込金額、発行価格（募集価格）、増加する資本金および資本準備金の額、国内一般募集に係る株式数および海外募集に係る株式数（上記(1)①記載の買取引受けの対象株式数および上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式数）の最終的な内訳その他募集による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長に一任する。
- (10) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 391,000,000 株
種 類 お よ び 数 なお、上記株式数は上限を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる国内売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は国内一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (8) 売出価格その他オーバーアロットメントによる国内売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長に一任する。
- (9) オーバーアロットメントによる国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 募集株式の当社普通株式 391,000,000 株
種類および数
- (2) 払込金額の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集における決定方法
払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金および資本準備金の額
増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村證券株式会社
- (5) 申込期間 平成22年7月29日（木）
- (6) 払込期日 平成22年7月30日（金）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金および資本準備金の額その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長に一任する。
- (10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 新株式発行に係る発行登録の取下げ

- (1) 取下げに係る発行登録の概要
 - ① 提出日 平成22年5月14日（金）
 - ② 募集有価証券の種類 当社普通株式
 - ③ 発行予定期間 発行登録の効力発生日から1年を経過する日まで。
（平成22年5月22日～平成23年5月21日）
 - ④ 発行予定額 8,000億円を上限とする。
- (2) 発行登録による新株式の発行実績
なし
- (3) 発行登録の取下げ理由
発行登録による株式の募集を取り止め、有価証券届出書を提出することとしたため。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる国内売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）」記載のオーバーアロットメントによる国内売出しは、前記「1. 募集による新株式発行（一般募集）」(4)①記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から 391,000,000 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる国内売出しの売出数は、391,000,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる国内売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる国内売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村証券株式会社に取得させるために、当社は平成 22 年 6 月 25 日（金）開催の当社取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」記載のとおり、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 391,000,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 22 年 7 月 30 日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、国内一般募集およびオーバーアロットメントによる国内売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 22 年 7 月 23 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、シンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村証券株式会社は、国内一般募集およびオーバーアロットメントによる国内売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記の他、安定操作取引によって取得した当社普通株式の全部または一部を、海外募集における株式の決済の一部にあてるため、海外当初買取引受会社に譲渡する可能性があります。

オーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数から、安定操作取引およびシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる国内売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる国内売出しが行われるか否かおよびオーバーアロットメントによる国内売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバ

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

アロットメントによる国内売出しが行われない場合は、野村証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、安定操作取引、シンジケートカバー取引および本件第三者割当増資に係る申込みに関して、野村証券株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターと協議の上、これを行うものとしてします。

2. 今回の公募増資および第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	普通株式	15,500,328,530株	
(平成22年5月31日現在)	第十一回第十一種優先株式	914,752,000株	
	第十三回第十三種優先株式	36,690,000株	
	合計	16,451,770,530株	
公募増資による増加株式数	普通株式	5,609,000,000株	(注) 1.
公募増資後の発行済株式総数	普通株式	21,109,328,530株	(注) 1.
	第十一回第十一種優先株式	914,752,000株	
	第十三回第十三種優先株式	36,690,000株	
	合計	22,060,770,530株	(注) 1.
第三者割当増資による増加株式数	普通株式	391,000,000株	(注) 2.
第三者割当増資後の発行済株式総数	普通株式	21,500,328,530株	(注) 2.
	第十一回第十一種優先株式	914,752,000株	
	第十三回第十三種優先株式	36,690,000株	
	合計	22,451,770,530株	(注) 2.

(注) 1. 海外当初買取引受会社が前記「1. 募集による新株式発行（一般募集）」(1)②記載の権利全部を行使した場合の数字です。

2. 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 発行済普通株式総数は、後記<ご参考>「5. その他」(2)記載のとおり、新株予約権の行使および優先株式に係る取得請求権の行使により増加する可能性があります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

国内一般募集の差引手取概算額 372,878,240,000 円、海外募集の差引手取概算額上限 428,793,850,000 円および本件第三者割当増資の差引手取概算額上限 55,891,470,000 円を合わせた差引手取概算額合計上限 857,563,560,000 円全額を、平成 23 年 3 月末までに当社連結子会社への出資に充当する予定であります。なお、上記金額はいずれも平成 22 年 6 月 18 日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

当社グループの今後の持続的成長の礎としての資本基盤の構築を展望するものです。これにより、成長性の高い事業領域の拡大・顧客ビジネスのさらなる展開に向けた資本の柔軟性を確保いたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、「規律ある資本政策」として、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」を推進しております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

普通株式年間配当金につきましては、連結業績や内部留保の状況等を勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来の事業発展のための原資として活用してまいります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益 または連結当期純損失（△）	25,370.25 円	△54.14 円	16.29 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)			
普通株式	10,000 円 (-1 円)	10 円 (-1 円)	8 円 (-1 円)
第十一回第十一種優先株式	20,000 円 (-1 円)	20 円 (-1 円)	20 円 (-1 円)
第十三回第十三種優先株式	30,000 円 (-1 円)	30 円 (-1 円)	30 円 (-1 円)

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

実績連結配当性向	39.4%	—	49.1%
自己資本連結当期純利益率	8.5%	—	10.9%
連結純資産配当率	3.3%	5.5%	5.4%

- (注) 1. 各決算期の1株当たり連結当期純利益または連結当期純損失は、連結当期純利益または連結当期純損失から優先株式配当金等の総額を控除した金額を期中平均発行済普通株式数（自己株式を除く。）で除した数値です。
2. 各決算期の連結配当性向は、当該決算期の普通株式に係る1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成21年3月期については連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。
3. 各決算期の自己資本連結当期純利益率は、当該決算期末の連結当期純利益から優先株式配当金等の総額を控除した金額を、優先株式、新株予約権および少数株主持分控除後の連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。なお、平成21年3月期については連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 各決算期の連結純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。
5. 当社は、平成21年1月3日（土）を基準日とし、平成21年1月4日（日）を効力発生日として、当社普通株式、各種優先株式および端株の数に応じて、新たな払込みなしに、全ての株主に対して1株につき999株の割合および全ての端株主に対して1株に満たない株式の端数0.01株につき9.99株の割合で、それぞれ同一の種類の株式および端数を割り当てることを内容とする端数等無償割当て（以下「本端数等無償割当て」といいます。）を実施しました。平成21年3月期および平成22年3月期の数値は、本端数等無償割当ての実施後の数値を記載しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

上記<ご参考>「2. 今回の公募増資および第三者割当増資による発行済株式総数の推移」記載のとおり、当社は、第十一回第十一種優先株式および第十三回第十三種優先株式を発行しており、このうち第十一回第十一種優先株式については、平成20年7月1日から平成28年6月30日までの期間中、当該優先株式の取得と引換えに、当社普通株式の交付を請求することが可能であります。なお、第十一回第十一種優先株式の有効な取得価額は、平成21年8月5日付の取得価額の調整により平成22年6月25日現在303円50銭となっております。平成22年5月31日現在発行している第十一回第十一種優先株式（自己株式を除く。）497,481,000株の全てが平成22年6月25日現在において有効な取得価額で取得された場合、かかる取得により交付される当社普通株式の総数は1,639,146,630株となります。これは、今回の公募増資および第三者割当増資後の発行済普通株式総数の7.62%となる見込みです。

また、当社は当社および当社の子会社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に対して、ストックオプションとして新株予約権を付与しております。なお、今回の公募増資および第三者割当増資後の発行済普通株式総数に対する下記の新株式発行予定残数の比率は、0.03%となる見込みです。

ストックオプションの付与状況（平成22年5月31日現在）

発行取締役会決議	新株式発行 予定残数	各新株予約権の行 使時の払込金額	資本 組入額	行使期間
平成21年1月30日	2,481,000株	1,000円	500円	平成21年2月17日から 平成41年2月16日まで
平成21年9月3日	4,322,000株	1,000円	500円	平成21年9月28日から 平成41年9月25日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
平成21年7月23日	494,696百万円	1,788,313百万円	632,589百万円	(注)1
平成21年8月5日	34,503百万円	1,805,565百万円	649,841百万円	(注)2

(注)1. 普通株式の一般募集によるものです。

2. 普通株式の第三者割当によるものです。

3. 金額の表示については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

②過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	759,000 円	368,000 円 *283 円	193 円	185 円
高 値	911,000 円	606,000 円 *299 円	274 円	192 円
安 値	360,000 円	190,000 円 *166 円	146 円	153 円
終 値	365,000 円	257,700 円 *188 円	185 円	155 円
株価収益率（連結）	14.38 倍	一倍	11.35 倍	一倍

- (注) 1. 株価は全て株式会社東京証券取引所におけるものであります。
 2. * 印は、本端数等無償割当ての実施後の株価を示しております。
 3. 平成23年3月期の株価については平成22年6月24日（木）現在で表示しております。
 4. 株価収益率（連結）は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり当期純利益（連結）で除した数値です。なお、平成21年3月期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。平成23年3月期については未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

国内一般募集および海外募集に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり当該締結日から起算して180日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換もしくは交換可能な有価証券または当社普通株式を取得する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割または株式無償割当てによる新株式発行、単元未満株式売渡請求権の行使による場合、新株予約権の行使または取得請求権付株式の取得による場合、国内一般募集、海外募集および本件第三者割当増資による新株式発行、ストックオプションの発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で、共同して当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除し、または上記の制限期間を短縮する権限を有しております。

(5) その他

当社グループは、「規律ある資本政策」として、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」を推進しておりますが、平成20年度下期より、金融市場混乱や世界的な景気後退等を踏まえ、「安定的な自己資本の充実」に力点を置いた運営を行ってきております。

従来、中期的な課題として、TierI 比率を8%程度、「本源的資本」をTierI の半分以上の水準に維持することを目指し、平成22年3月末にはTierI 比率9.09%、本源的資本の比率5.62%となりました。

現在、自己資本をめぐるグローバルな規制見直しが進められる中、金融機関の自己資本充実の重要性は一層高まっていることから、新たな中期的課題として、TierI 比率12%程度、本源的資本の比率8%以上を目指してまいります。なお、当社において「本源的資本」とは、TierI から、優先出資証券及び優先株式（但し、強制転換型は除く。）を控除した金額を指します。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

当社グループは、引き続き経営環境や財務状況等の変化に応じて、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスをとった運営により「規律ある資本政策」を推進してまいります。また、収益力の強化による内部留保の積上げ、資本規制見直しの動向を見据えた様々な対応を実施し、自己資本の充実に努めてまいります。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。その場合には、この目論見書は当社より入手することができます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。